

## 鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 鳥羽市福祉医療費助成に関する条例（平成13年条例第5号）第4条の受給資格の認定及び更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 鳥羽市福祉医療費助成に関する条例第10条の受給資格に係る変更等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、鳥羽の定住応援事業奨励金交付要綱（平成25年告示第118号）第7条の実績報告の受理、その実績報告に係る事実についての審査又はその実績報告に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第2の規則で定める事務)

第4条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 鳥羽市福祉医療費助成に関する条例第4条の受給資格の認定及び更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第七号。以下「命令」という。）第31条第1項各号に定める情報

イ 命令第 38 条第 1 項各号に定める情報

ウ 命令第 40 条第 1 項各号に定める情報

(2) 鳥羽市福祉医療費助成に関する条例第 10 条の受給資格に係る変更等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 命令第 31 条第 1 項各号に定める情報

イ 命令第 38 条第 1 項各号に定める情報

ウ 命令第 40 条第 1 項各号に定める情報

第 5 条 条例別表第 2 の 2 の項の規則で定める事務は、鳥羽の定住応援事業奨励金交付要綱第 7 条の実績報告の受理、その実績報告に係る事実についての審査又はその実績報告に対する応答に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該実績報告を行う対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する情報とする。

（委任）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。